

「経営の健全化のための計画」  
(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)  
の履行状況に関する報告書

(貸出金の推移)

平成11年12月

株式会社 さくら銀行

「貸出金の推移」について（「実勢ベース（インパクトローンを除く）」）

1. 11年9月末の実績等の状況について

国内貸出全体は11年3月末比2,981億円の減少となったが、これは中小企業向け・個人向け貸出金で1,089億円増加したものの、大・中堅企業向け貸出金が直接金融シフトや景気低迷に伴う借入金圧縮等の影響により、4,070億円減少したことによるものである。

信用供与の円滑化を図るべき最重点分野である中小企業向けの貸出金については、今年度2,084億円増加させる計画である。

中小企業向け貸出金の9月末実績は景気低迷による資金需要の低下、子会社借入金の親会社へのシフト、不良債権の回収増強等の影響から、11年3月末対比で464億円の増加となった。

年間増加計画に対する進捗率としては、22.3%であるが、この水準は昨年度の年間増加額実績3,512億円に対する上期実績796億円、進捗率22.7%とほぼ同じレベルの進捗状況にあるものと認識している。

<ご参考> 過去の貸出金の推移（インパクトローンを除く実勢ベース）

（単位：億円）

	10/3月 末実績	10/9月 末実績	11/3月 末実績	11/9月 末実績	12/3月 末計画
国内貸出	287,158	297,863	300,539	297,558	308,363
中小企業向け	141,703	142,499	145,215	145,679	147,299

（注）12/3月末計画は11年3月に承認された経営健全化計画の計数。

2. 12年3月末計画の実施へ向けての取り組みについて

11年3月に承認された経営健全化計画では、12年3月末までに前期末対比国内貸出全体で7,824億円、うち中小企業向け貸出で2,084億円増加させる計画である。

10月1日にはマーケット別の対応力強化の観点も踏まえたDC制の導入による改組を実施し、本計画を達成するための諸施策を実施中であるが、その中でも中小企業向け貸出金については、信用供与の円滑化を図るべき最重点分野として、次の取り組み方針で対応している。

## < 中小企業向け貸出金 >

信用供与の円滑化を図るべき最重点分野である中小企業向け貸出金では、当行の資産の健全性にも留意しつつ、ニーズに合った新商品をタイムリーに供給することを含め、幅広いお取引先の資金需要に積極的に対応するため、多面的な施策を下期に展開する計画としている。

### 中小企業向け専用の「特別ファンド」の設定

上期にも実施した「特別ファンド」については、下期も引き続き同様のファンドを設定しているが、今期はこれに加え、お取引先の事業発展や経営改善に資するための長期安定資金供給を主たる目的として、複合的な取引状況を勘案した弾力的な金利設定も行える「さくらカスタマーズローン」を新たなファンドとして1,000億円設定し、年間では総額3,000億円のファンドを設定している。

### 新規貸出先への取組強化

取引基盤のさらなる拡大を目的として、新規重点推進店を上期の約2倍の86ヶ店に増強し、本部でもマーケティングや企業ニーズ別での提案メニュー拡充、提案力強化のための担当者集中研修等のサポート体制を整備し、本支店一体となった積極的推進を図っている。

### マス定型商品の「法人無担保小口ローン」の新規投入

小額の資金需要にも迅速に対応出来る商品として、信用リスクの計量化モデルに基づき設計された「さくらビジネスローン」を10月より新たに投入した。

この商品では、当行で蓄積してきた信用リスク計量化のノウハウを活用し、定型的な審査を可能とすると共に商品単位でのポートフォリオ管理を行うことが特徴となっており、DM等も活用しつつ、幅広いお取引先の資金需要に対応してゆく方針である。

### 新規案件の一括協議の実施

上記の各施策を補完するためには、顧客対応の一層の迅速化と早期方針策定が不可欠との認識から、期中取扱予定及び見込み案件のうち、対応方針などの協議が必要と思われる新規案件の一括協議を期初に実施している。

### その他の施策

部店の業績評価について、上期では「中小企業向け貸出金への取り組み状況の評価項目（中小企業向け貸出金残高の増加額）」を店の立地環境に応じて導入したが、下期には全部店に対象を拡大した上で、その評価項目のウェイトを一層重視する運営に変更している。

需資低迷の厳しい環境ではあるが、お取引先の資金需要に適切に対応してゆく所存であり、これら諸施策を実施し、従来以上に中小企業向け貸出金の増強を図る方針であることから、経営健全化計画の12年3月末の中小企業向け貸出金残高は十分達成可能と考えている。

また、収益増強施策の柱である住宅ローンは、上期に2,594億円の増加と都銀トップクラスの実績となった。

引き続き収益増強の重点施策と位置付け、下期にも住宅ローンセンターの増設・増員を軸として、顧客ニーズに合わせたローン商品要項の見直しを行うと共に、売価基準採用を含めた信用リスク計量化に基づく審査基準の見直し、さらには、当行親密先の大型職域に対する「借り換え応援型住宅ローン」の推進や業者ルートの捕捉強化を着実に実施し、経営健全化計画達成に向けて諸施策を展開中である。

貸出金の推移  
(残高)

(億円)

		10/9月末 実績 (A)	11/3月末 実績 (B)	11/9月末 実績 (C)	12/3月末 計画 (注3)	備考
国内貸出	イバ <sup>o</sup> クローンを含む <sup>o</sup> ス	318,586	303,193	304,751	306,786	
	イバ <sup>o</sup> クローンを除く <sup>o</sup> ス	298,370	287,123	287,544	288,070	
中小企業向け(注1)	イバ <sup>o</sup> クローンを含む <sup>o</sup> ス	147,784	138,142	137,007	139,784	
	イバ <sup>o</sup> クローンを除く <sup>o</sup> ス	142,040	133,195	132,488	134,840	
	うち保証協会保証付貸出	14,753	20,005	19,736	20,353	
	個人向け	63,671	68,204	68,829	74,771	
	うち住宅ローン	59,033	61,731	64,325	70,133	
	その他	107,131	96,847	98,915	92,431	
海外貸出(注2)		30,174	19,719	16,683	20,074	
合計		348,760	322,912	321,434	326,860	

(同実績<sup>o</sup> - ス < 下表の増減要因を除く >)

(億円)

		10/9月末 実績 (A) + (E)	11/3月末 実績 (B) + (F)	11/9月末 実績 (C) + (F) + (G)	12/3月末 計画 (注3)	備考
国内貸出	イバ <sup>o</sup> クローンを含む <sup>o</sup> ス	318,079	316,609	314,765	327,079	
	イバ <sup>o</sup> クローンを除く <sup>o</sup> ス	297,863	300,539	297,558	308,363	
中小企業向け(注1)	イバ <sup>o</sup> クローンを含む <sup>o</sup> ス	148,243	150,162	150,198	152,243	
	イバ <sup>o</sup> クローンを除く <sup>o</sup> ス	142,499	145,215	145,679	147,299	

(注1) 中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は300万円、小売業、飲食業、サービス業は100万円)以下の会社または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人)以下の会社を指す。

(注2) 当該期の期末レートで換算。

(注3) 11年3月に承認された健全化計画より引用。

(不良債権処理等に係る残高増減)

(億円( )内はうち中小企業向け)

	10/上期中 実績 (E)	10年度中 実績 (F)	11年度 上期実績 (G)	11年度中 計画 (注3)	備考
貸出金償却	48 (34)	424 (208)	162 (12)	200 (150)	
CCPC向け債権売却額	18 (13)	207 (193)	0 (0)	0 (0)	
債権流動化(注4)	573 (413)	2,634 (2,033)	4,822 (114)	4,800 (2,350)	
会計上の変更(注5)	0 (0)	7,325 (4,977)	915 (967)	200 (100)	
協定銀行への資産売	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
その他不良債権処理関連	0 (0)	2,826 (1,930)	343 (306)	600 (600)	
その他	0 (0)	0 (2,680)	0 (0)	0 (0)	
計	507 (459)	13,416 (12,020)	3,402 (1,171)	5,800 (3,200)	

(注4) 一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注5) 会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注6) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。